

地主経営の構造 (1887—1907)

——美濃縞地帯の個別的事例の分析——

丹 羽 弘

は し が き

(1)
旧稿において、地租改正期以降、美濃縞地帯に属する佐波村の農民層分解、30町歩地主青木家の土地集積過程および地主小作関係を分析することにより、当地帯においては、1890年代初頭、地主制が、農村の支配的体制として成立し、さらに1900年代の産業資本確立期には、資本主義の構造の一環に組みこまれて展開していることについて検討した。

ところで、一般に地主経済の再生産は、基本的なみにて、地代＝小作料徴収→小作米販売→再投資（土地投資・農外投資）という形態をとって行われる。青木家の土地集積過程についてはすでに述べたので、ここでは、貸付地経営・小作米販売の実態をみるとともに、主として農外投資＝地代の資本転化という地主制と資本主義との構造的関連を明らかにする視角に焦点をあてて、地主制の体制的成立・発展期における地主経営の構造分析を試みることにしたい。

(2)
ここで1891年現在の青木家土地所有規模をみておけば、佐波・高桑・日置江3カ村にわたり、田19町7反8畝25歩、畑3町5反8畝11歩、宅地7反2畝15歩、原野2反27歩、計24町3反18歩となっている。すでに地租改正期以降、貸付地は95%以上を占め、手作地は5—6反歩に過ぎない。なおこの時期の雇傭労働は、年期奉公人として、男2人（定雇1、隔日通勤1）、女2人が存在し、繁忙期には随時小作人などを日雇として雇傭している。

- (1) 拙稿「輪中地域における地主制の成立」(岐阜経済大学地域経済研究会『地域経済』第2集, 1980年)。
- (2) 1891年「大震災前ノ調査」(青木家文書)による。以下, とくにことわらない限り同家文書によっている。

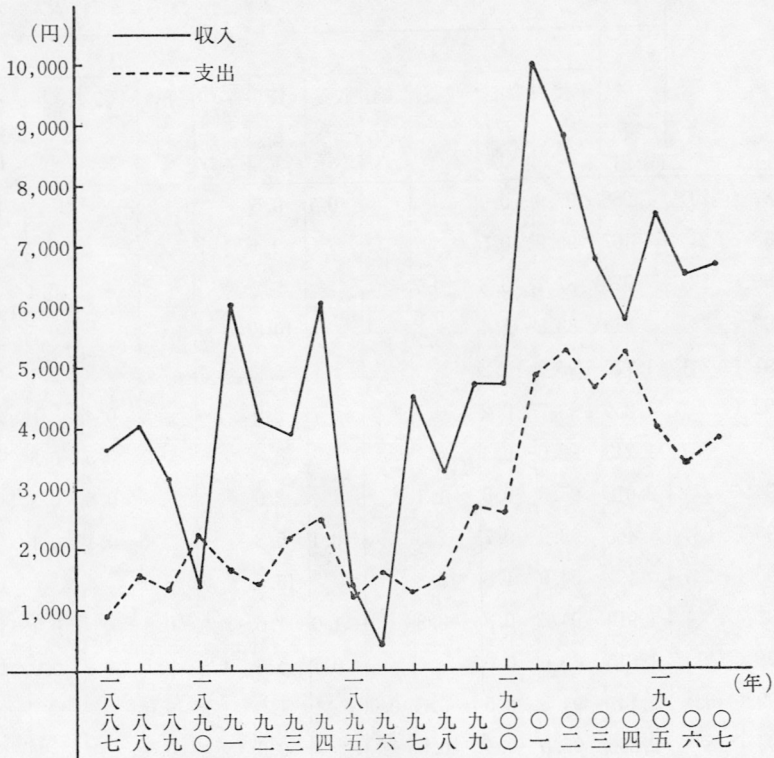
I 金銭収支の動向

まずはじめに, この時期における青木家経済全体の動向を概観しておこう。表1は, 1887年より1907年にいたる21年間の純収入・支出の集計により, 金銭収支構成をみたものであり, 表2は, 資産的収入・支出の集計により, 資産・負債の増減=資産形成をみたものである。両表の関係は, おおむね前者にみる収支剰余が投資されて, 後者の各分野における資産が形成されたとみてよいであろう。したがって後者については, 第IV項地主資金の運用をみるさいに詳述することとし, ここでは主として金銭収支の動向について検討しておきたい。

補注 表1・2作成にかんする依拠史料その他について, ここで説明しておく。

- ① 1887—1900年は「諸勘定記載簿」, 1901年以降は「金銀出入留帳」による。1887年のみは4月—翌年1月, 他の年はすべて2月—翌年1月の集計である。なお, 原史料には明らかな記載もれなどの不備もあるので, 可能な限り, 「諸上納覚」, 『青木日記』, 「貸金帳」等で補正してある。円未満は4捨5入。
- ② 収入の部(表1)。米販売代金は, 当年度内の金納小作料・未進入金を含む。蚕糸業収入のうち, *印は繭・生糸, その他は桑葉・桑木販売代金。綿業収入は総糸, 養鶏業収入は鶏卵・鶏販売代金。
- ③ 支出の部(同)。蚕糸業費のうち, *印は蚕種・糸挽器代, その他は桑葉・桑苗(木)・桑肥料代。綿業費は繰綿代。養鶏業費は鶏・飼料代。小作関係費は, 田井戸抜などの小作地整備費・支配人給料・小作人への稲苗代等。家計費は, 衣食住のほか学費・旅費等。臨時費は, 冠婚葬祭費・美術品購入代等。
- ④ 収支の項目別分類方法は, 主として守田志郎「千町歩地主伊藤文吉家収支の研究」(『農業経済研究』第42巻第3号, 1972年)を参照し, なお, 近藤哲生・坂井好郎・岩本純明氏から多くのご教示を得ている。
- ⑤ 青木家には, 1909年以降41年にいたる間の「金銀出入留帳」「出納簿」の類10数冊が残されている。この時期の分析は今後の課題としたい。

図1 青木家収支の動向



注 卸売物価指数で1934—36年価格に換算してある。

図1は、各年次間の収支の対比を容易にするため、表1の数値を卸売物価指数⁽¹⁾により1934—36年価格に換算して示したものである。まず、この図表の概観から、収支動向の特徴が、1897年を画期として、その前・後期でかなり大きく相違していることに着目しておきたい。すなわち図1によれば、1896年までのうち、たとえば、そのピークをなす91年(収入6100円、支出1700円)には、剰余4400円を得ているが、90(恐慌)・96(大風水害)両年は、支出が収入を上回っており、この間の地主経営には、なお不安定性が認められよう。ところが、97

表1 青木家の金

	収 入															
	総 額 (a)(円)	内 訳 (%)									報 酬 ・ 手 当	そ の 他				
		米 販 売	農 業 収 入	そ の 他	収 入	蚕 糸 入 業	綿 業 収 入	収 入	養 鶏 入 業	貸 金 利 子			有 価 証 券 ・ 配 当 利 子	預 金 利 子	家 賃	
1887 (明20)	988	97.9	0.9					0.1	0.6							0.5
88 (21)	1,167	90.9	0.5						2.4							6.2
89 (22)	928	87.1	0.3	*0.7					5.2						5.4	1.3
90 (23)	414	83.8	1.4	0.5 *3.2					10.6						0.5	
91 (24)	1,775	95.8	0.2						3.2						0.1	0.7
92 (25)	1,250	93.7	0.2	0.7					2.6			0.4				2.4
93 (26)	1,243	92.6	0.4						3.8		0.2	0.5	0.3	0.3	2.2	
94 (27)	2,018	95.3	0.3	1.1					2.0			0.3	0.3	0.7		
95 (28)	460	93.9	0.7	2.3			0.1	0.3				0.1	0.1	2.5		
96 (29)	152	54.9	1.8	*18.8					15.5		3.0			6.0		
97 (30)	1,916	94.6	0.3	*0.3			1.0	1.6	0.3	0.9		0.1	0.9			
98 (31)	1,515	89.6	0.6				0.1	5.3	1.2	3.1		0.0	0.1			
99 (32)	2,147	94.8	0.5	0.6	0.4			1.6	1.5	0.6						
1900 (33)	2,306	96.5	0.4	*0.0				0.0	2.3	0.5				0.4		
01 (34)	4,694	50.2	0.0	0.5				0.5	1.9	3.3				43.6		
02 (35)	4,214	80.3	0.0	0.3				1.7	5.7	5.3	0.1			6.6		
03 (36)	3,465	72.2	0.3	0.0				1.8	9.9	8.6	0.7			6.5		
04 (37)	2,968	65.3	0.6	0.7				1.6	16.3	5.3	1.1	0.8		8.3		
05 (38)	4,192	80.1	0.5	0.5				0.7	13.6	3.3	0.6			0.7		
06 (39)	3,884	75.3	0.0	0.5			0.0	0.3	15.8	6.8	0.6			0.7		
07 (40)	4,332	77.5	0.2	0.6				3.2	15.6	1.7	0.6			0.6		

地主経営の構造 (1887—1907) (丹羽)

錢 収 支 構 成

総 額 (b)(円)	支 出										収支剰余		
	経 常 的 支 出 (%)								消 費 的 支 出 (%)		借入金 利子 (%)	(a)-(b)=(c)	
	租 税 公 課	農 業 費 用	蚕 糸 業 費	綿 業 費	養 鶏 業 費	関 小 係 費	勞 賃	そ の 他	家 計 費	臨 時 費		(円)	(c) (a)
209	50.8	0.1	2.4		0.6	0.7	0.6	1.5	19.2	13.4	10.7	779	78.8
505	45.7	0.8	0.6		0.0	0.5	2.4	0.1	13.7	16.7	19.5	662	56.7
444	47.3	0.3			0.1	0.0	6.5	1.3	23.4	8.6	12.5	484	52.2
687	37.0	0.7	0.0			0.3	1.0	0.4	21.5	4.5	34.5	(-)273	—
497	34.6	0.6	*0.1			0.0	2.3	2.0	18.5	0.7	40.4	1,278	72.0
415	38.0	1.6	*0.4				0.7	1.2	15.9	0.4	41.0	835	66.8
717	42.9	1.7	*0.5				2.4	1.6	12.3	1.4	37.7	526	42.3
813	49.8	0.3				1.9	2.3	0.0	14.9	4.9	25.9	1,205	59.7
404	49.5	0.3	0.1			3.0	5.5		16.0	12.6	13.0	56	12.2
668	59.4	1.0	0.5			1.0	3.1		23.9	8.6	2.5	(-)516	—
556	37.6	0.9	0.1		0.9	1.2	4.7		37.1	16.5	1.0	1,360	71.0
739	64.2	0.2		4.1		0.9	1.9		21.5	6.6	0.6	776	51.2
1,332	25.4	0.3		7.5		0.9	3.9		13.8	40.6	7.6	815	38.0
1,380	47.4	0.4	0.1			0.5	1.3		18.4	30.7	1.2	926	40.2
2,228	25.0	0.5	*0.2		0.1	0.9	1.0	0.4	41.7	30.2		2,466	52.5
2,523	22.9	0.1		1.2		0.8	3.3	0.0	48.0	23.5	0.2	1,691	40.1
2,372	28.0	0.2	0.0			0.6	0.5		45.5	25.2		1,093	31.5
2,831	25.9	0.2			0.0	1.1	1.7	5.4	46.1	19.6	0.0	137	4.6
2,253	37.5	0.1	*0.1			2.2	1.6	14.3	31.7	12.2	0.3	1,939	46.3
2,022	51.2	0.7			0.1	1.4	2.2	0.1	39.1	5.2	0.0	1,362	35.1
2,426	38.2	0.1			0.3	3.4	2.9	0.1	44.0	11.0		1,906	44.0

表2 資産形成

(単位：円)

	資産の増減 (a)						負債の増減 (b)	(a)-(b)
	土地	建物	有価証券	貸金	預金	計		
1887 (明20)	(-)2	37		1,294		1,329	1,674	(-)345
88 (21)	11	51		601		663	(-)584	1,247
89 (22)	(-)67	164		573		670	2,849	(-)2,179
90 (23)	186	15		121		322	1,098	(-)776
91 (24)		33		(-)154		(-)121	(-)1,144	1,023
92 (25)	84	217		158	100	559	(-)976	1,535
93 (26)	(-)62	202		(-)66	(-)100	(-)26	80	(-)106
94 (27)		116		(-)52		64	(-)921	985
95 (28)	48	207		(-)52		203	(-)470	673
96 (29)	89			(-)2,794	600	(-)2,105	(-)1,617	(-)488
97 (30)	(-)36	13	195	66	(-)50	188	(-)10	198
98 (31)	(-)16	126	195	(-)234	250	321		321
99 (32)	(-)24	628	285	(-)10	800	1,679	(-)1,240	2,917
1900 (33)	(-)13	238	250	(-)365	2,350	2,460	(-)940	3,400
01 (34)		132	325	816	1,500	2,773	50	2,723
02 (35)	(-)225	382	1,847	(-)389	(-)499	1,116	(-)78	1,194
03 (36)	23	355	1,210	362	1,760	3,710	204	3,506
04 (37)	4,913	101	2,813	11	(-)3,740	4,098	(-)50	4,148
05 (38)		149	1,423	412	2,937	4,921	(-)88	5,009
06 (39)		221	1,002	(-)670	1,785	2,338	(-)35	2,373
07 (40)		218	1,100	1,138	(-)1,633	823	(-)55	878

年以降、1901年(収入1万1000円、支出4600円、剰余5400円)をピークとして、連年収入が支出を上回り、ほぼ2000—3000円の剰余を実現しており、地主経営の順調な発展期とみなしうるのである。

以下、収支の項目別構成比の推移についてみていこう。収入構成では、米販売収入が50—98%と、全期間を通じて圧倒的地位を占めている。米以外の農業収入比率の低さは、手作地経営の比重がほとんどとるに足らず、貸付地経営の絶対的優位を示している。米販売比率が50%台となっているのは、1896・1901の両年に過ぎない。前者は、岐阜県下とくに平野部が、未曾有の風水害を受けた「収穫皆無」の年である。当年の収入総額は、僅かに152円と全期間を通じて最低であり、米販売は未進金納分を含む前年産米販売の84円が計上されているに過ぎず、96年産米は全く販売されていない。したがって、生産籾7貫780目を製糸家青木勝次郎へ販売した蚕糸業収入18.8% (28円59銭) および貸金利子15.5% (23円63銭) が、相対的に大きな比率を示している。後者(1901年)の場合は、特殊なケースで、「その他」収入が抜群の43.6%を占めていることによるものであり、これには当主青木久衛が横浜の原富太郎へ販売した「明宣王軸」代2000円が含まれているのである。

つぎに注目すべきことは、ほぼ1897年を画期として、貸金利子・米販売比率が停滞ないし減少傾向を示しているのにたいして、当年から有価証券配当利子をはじめ、預金利子も恒常的となり、両者とも年次の推移とともに、その比率を増大させ、とくに前者は15—17%と無視しえない高率を示していることである。この点については、後に資金運用をみるさいに詳述するが、産業資本確立期に入り、地主経営が資本主義発展に対応して展開されているものとみてよいであろう。

つぎに支出構成についてみよう。地主経営の再生産を維持するための経営的支出のうち、租税公課が支出総額の30—50%と大きな比重を占めている。しかし98年の64.2%をピークとしてその比率を若干低下させていることに注目しておきたい。自作地経営のための農業費用・労賃などの低率は、前述のごとく、

貸付地経営にたいする手作地経営のもつ比重の低さを示すとみなしてよいであろう。消費的支出（家計費や、冠婚葬祭などの臨時費）は、96—97年ごろを面期としてその比率を高め（20—30%→50—70%）、租税公課の低下傾向、とくに借入金利子比率の極端な低落と対照的となっている。なお、90—93年頃の借入金利子率40%に達する高率は、主として東京温玉舎（氷製会社）へ「資本金トシテ貸金」するための借入金利払い分が、大きなウェートを占めていたことに着目しておくきたい（この点後述）。

以上、収支動向の検討により、収支構成上の特色が1897年を面期として大きく異なっていることを確認しうるのである。またこの時期の地主経営の主要な三部門は、① 貸付地経営＝小作料収取を基礎とし、② 小作米の販売、③ 蓄積資金の運用＝再投資にあるとみなされるので、以下順次項を改めてみていくこととしよう。

- (1) 卸売物価指数は、日本統計研究所編『日本経済統計集』（日本評論新社、1958年）252頁による。
- (2) 大風水害を受けた1896年産米は、「販売皆無」であるのみでなく、当年より翌年にかけて、青木家は中佐波米仲買商河村孫七より飯米12石8斗4升（197円34銭）、片搦麦1石1斗（7円84銭）を購入している（「諸勘定記載簿」）。

Ⅱ 貸付地経営

地主経営の基底部門をなす、貸付地経営については、すでに旧稿において、地主小作関係（小作慣行・小作争議）をみたさいに關説しているので、ここでは主として支配人制度と貸付地経営の対象となる小作人の存在形態についてみておくこととしたい。

支配人制度

当地方においては、小作料収取を最大限に確保するため、貸付地管理＝地代徴収機構として支配人制度がとられている。農商務事務官小平権一は、岐阜

県山県郡地方の「支配人制度と小作争議」にかんし、つぎのごとく述べてい
 (1)
 る。

……他村地主ノ多クハ、支配人ヲシテ小作料ヲ徴収セシメ、其ノ手数料トシ
 テ小作料中ヨリ控除スルノ慣習アリ。而シテ支配人ノ仕事トシテハ、小作料
 ヲ徴収スルノ外、地主ニ代リテ租税ヲ納付スルノ義務アルノミナリ。此ノ如
 キ状況ニ在ルヲ以テ、支配人ハ小作料ノ引上ケノミヲ自己ノ利益ト為スカ
 タメ、小作人ノ小作料引下運動ニハ中々応セサルヲ普通トス。……

すなわち、他村出作地支配人の業務は、「小作料徴収」と、地主にかわって
 の「租税納付」とであり、その報酬は、「小作料中ヨリ控除スルノ慣習」であ
 ったので、支配人は小作料引上げのみを意図し、「小作人ノ小作料引下運動ニ
 ハ中々応」じなかったとされている。

青木家の場合はどうであったか。表3は当家支配人を示したものである。支
 配人制度の起源についてはさだかではない。地主制の生成期と目される幕末期
 以降、居村佐波村では、正副2人(小川芳右衛門・則武曾平)の支配人が、小作
 人中より選任され、また高桑村貸付地では、同村でかなり有力な地位を占めて
 いたとみなされる河合佐平治が支配人となり、村内検見(「坪切様」)後の1筆
 毎の小作料の決定(「合見」)に立会い、小作料収取および販売などの業務にあ
 たっている。

青木家が近世以来土地を所有してきた佐波・高桑村のほか、日置江村(大脇)
 をはじめ、新しく他村に土地を取得するごとに、当該村の特定人を支配人に設
 定している。

『青木日記』1890年2月17日の条に「栄治(青木家奉公人)ヲ高桑(支配人河合
 佐平治)、大脇(日置江支配人青木喜十郎)ホヘ礼ニ遣候、村方モ芳右衛門、曾平
 (佐波村支配人)礼ニ不残済」とあり、また95年1月23日の条に、「大脇喜十郎方
 高桑佐平治方ヘ礼ニ遣ス、例年之通金貳円ニ砂糖貳斤ツツ添テ遣ス、芳右エ門方
 ヘモ壹斤添テ遣候」とある。1890年代に入り、正式に支配料が支給されるに
 いたったことは、この時期に、小作人管理機構としての支配人制度が整備されて

表3 青木家

支配人名	管理地	管理面積 (1905年) (反)
小川芳右衛門(a)―健次郎(b)(正)	厚見(稲葉)郡 佐波村	175.722
則武 曾平(a)―弥市(b)(副)	” ”	
河合 佐平治(a)―嘉一郎(b)	” 高桑村	50.804
青木 喜十郎(a)―喜一郎(b)	” 日置江村(大脇)	13.106
松川 一雄	本 巢 郡 鷺田村	10.622
河合源右衛門	” ”	
加納 直太郎―光 治	安 八 郡 結 村(入方)	11.723

注(1) 『青木日記』, 「金銀出入留帳」, 「諸勘定記載簿」による。

(2) 管理面積(1905年)は「土地台帳」, 「掟取米勘定帳」。

(3) 「支配料」は変化のあった年次についてのみ記してある。

きたことを示唆しているとみなされる。

諸史料によれば、青木家支配人の業務は、① 小作地の全般的管理、② 検見後の「合見」立会い、③ 小作料の徴収・未進督促・保管・販売、④ 土地売買の斡旋、⑤ 租税納入などかなり広範にわたっている。

支配人は、この表にみるごとく、世襲制をとってその地位が保証されており、また特定小作人が支配人となっている居村佐波村を除いて、他村貸付地の支配人は、各村におけるかなりの規模の地主ないし社会的地位を占めている。これは、青木家が、姻戚関係にある近村茜部村の県下屈指の大地主武内家の佐波村出作地支配人となっていること、高桑村支配人河合佐平治が1889年7月、⁽²⁾ 新町村制施行後初回の村会議員に選任され、⁽³⁾ 嗣子嘉一郎が助役・村議を歴任していること、⁽⁴⁾ 日置江村支配人青木喜十郎は、1884年青木家へ1町1反7畝余の土地を売却した地主であること、などの事例からも明らかである。

以上みてきたところから、1890年代に入り、整備された支配人制度は、青木家地主経営の確立・発展期に照応する小作地＝小作人管理機構とみなしてよ

支 配 人

支		配		料
1890年	1896年	1902年	1905年	1907年
2.50 (a)	2.50 (a) 1.00 (b)	3.00 (a) 2.00 (b)	3.50 (a) 2.00 (b)	3.50 (a) 3.00 (b)
0.50 (a)	0.50 (a)	1.00 (b)	1.00 (b)	1.00 (b)
2.00 (a)	2.00 (a)	4.00 (b)	5.00 (b)	5.00 (b)
2.00 (a)	2.00 (a)	3.00 (b)	3.00 (b)	4.00 (b)
			3.00	5.00
			3.00	4.00
			2.50	4.00

いである⁽⁵⁾。

小作人の存在形態

これまで、地主制確立・発展期における小作地・小作人管理機構＝支配人制度についてみてきた。ここでは、当段階における小作人の存在形態についてみておくこととしたい。

既述のごとく、1891年の青木家土地所有は、24町3反18歩（地価8537円25銭、掬米高281.048石）であり、94年の「田畑掬帳」によれば、自作地は7反8畝余（田5反5畝、畑2反3畝）に過ぎず、貸付地は総面積のほぼ97%にあっている。

表4は、1894・1908年における青木家の下佐波区小作人のみをとりあげ、その借受地面積および掬高の階層構成を示したものである。1畝当り掬高は、両年とも約1.16斗となっている。帳簿の記載方式が1894年一属地主義、1908年一属人主義をとっているため、厳密な両年の対比は困難であるが、小作人1人当

表4 青木家下佐波区小作人の借受地面積・掟高階層構成

(畝・斗)	1894 (明治27) 年						1908 (明治41) 年					
	面積 (畝)			掟高 (斗)			面積 (畝)			掟高 (斗)		
100—120										1		
90—100							1					
80—90												
70—80												
60—70				1						2		
50—60	1	17	25.8		17	25.8	2	21	33.4	1	24	38.1
40—50	1			2			1			4		
30—40	3			3			6			5		
20—30	12			11			11			11		
15—20	4			5			5			6		
10—15	10	14	21.2	12	17	25.8	12	17	26.9	11	17	26.9
9—10	3			3			2			2		
8—9	3			3			2			4		
7—8	3	15	22.7	1	13	19.7	5	12	19.1	1	11	17.5
6—7				4						2		
5—6	6			2			3			2		
4—5	2			5			2			1		
3—4	9			3			2			3		
2—3	2	20	30.3	3	19	28.7	5	13	20.6	2	11	17.5
1—2	4			5			1			1		
0—1	3			3			3			4		
計	66人	100%		66人	100%		63人	100%		63人	100%	
	801.26 (12.15)			926.68 (14.04)			1,076.05 (17.08)			1,247.44 (19.80)		

注(1) 1894年—「村方分田畑掟帳」、1908年—「掟取米勘定帳」による。

(2) 計欄 ()内は、1人当りの面積・掟高を示す。

りの借受地面積 (掟高) は、それぞれ1反2畝15歩 (1石4斗4合)、1反7畝8歩 (1石9斗8升) である。散かかり的に他の地主からも借受けている小作人の存在を考慮すれば、表示したものより若干上回るものとみなされるが、属人主義をとっている後者の数値が、より実態に近いといえよう。借受地1反 (1石

未満層は53% (48.4%), 39.7% (35%) を示しており、60%を超えていた明治初年と対比すれば、その規模は若干大きくなっている。最高の小川芳左衛門は、無所有であるが、1891年、5反5畝16歩 (6.558石)、1906年、9反2畝23歩 (11.004石) を借受けている。しかし二、三の例外を除いてほとんど5反 (5石) 未満層に包含されており、そこには、日本農業の特性としての零細性が認められる。

表5(A)・(B)は、系譜のつながる小作人の土地所有・借受地面積の相関をみたものである。無所有の純小作人は、前述の小川芳左衛門をはじめとして、(A) 18人 (32.7%), (B) 17人 (29.8%) のみであり、他の約70%にあたる小作人は、小自作・自小作層を形成している。1町歩以上所有農民は、青木平七 (A) 所有1町7畝18歩・借受地1反5畝3歩、(B) 同2町3畝13歩・1畝3歩)、青木吉六 (A) 同1町2畝4歩・8畝3歩)、小川空太郎 (B) 同1町2反・1反1畝8歩) の3人である。青木平七家は、近世以来紺屋経営に従事し、借受地の一部を「藍捨場」として使用している。1880年代に入り土地集積を進捗させ、明治末年以降佐波染織工場および笠松営業所を設置しており、他の2人は養蚕業を兼営している。なお前記平七の分家青木勝次郎は、青木家小作人 (A) 同5反12歩・4畝13歩、(B) 同9反18歩・7畝4歩) であるとともに、当地方蚕糸業の隆盛ともない、1887年以降連年にわたり、青木家よりかなりの額の「繭買入製糸資本金」を借入れて (表11参照)、製糸マニファクチュアを⁽⁶⁾経営している。地主側からいえば、いわゆる「地代の資本転化」の一側面とみなしうるものであり、この点に関しては後述することとしたい。

耕種農業による再生産可能な最下限を5反歩として、表5の点線内に、所有・借受面積の合計5反未満層が示されている。(A)—55人中39人 (70.9%), (B)—57人中39人 (68.4%) に達する小作人がこの層に包含されているのである。すでに旧稿において、農民層分解について検討したさいに閑説したが、彼らは零細な農業経営のみによる再生産は不可能であり、「繭売払後直=返金」の約定で、青木家から「桑葉買入資金」を借入れて行う養蚕業をはじめ、綿業関係・諸職

表 5 青木家下佐波区小作人の土地所有・借受地面積相關表

(A) (単位：畝)

計		6	8	2	9	9	4	12	3	1	1	55人	100%	
所有面積 (1892年)	100—150	1		1								2	3.6	
	90—100	1				1						2 11 3 6	20.0	
	80—90							1						
	70—80					1		2						
	60—70	2		2				1		1				
	50—60	1				1								
	40—50	1				1						2	16	29.1
	30—40	1		1		2		1				6 5 3		
	20—30	1		1		1		1		1				
	15—20	1				1		1		1				
10—15	1		1		1		1							
7—10	2		1		1		1		1		2 4 2		8	14.6
5—7					1		1		1					
3—5			1				1							
0—3							1							
0	2		2		1		3		1			18		
		0	3	5	7	10	15	20	30	40	50	計		
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
		3	5	7	10	15	20	30	40	50	60			
		借受地面積 (1894年)												

(B)

計		8	4	2	8	10	5	10	6	1	2	1	57人	100%			
所有面積 (1907年)	200—250	1												2	3.5		
	150—200			1													
	100—150					1											
	90—100	1		1		1						3 1 3 2	9	15.8			
	80—90							1									
	70—80					2		1									
	60—70			1		1											
	50—60	1				1											
	40—50	1				1		1		1		4 4 6 3	17	29.8			
	30—40	2		1		1		1		1							
20—30	1		2		1		3		1								
15—20	1		1		1		1		1								
10—15	2		1		1		1		1								
7—10	2		1		1		1		1		5 4 3	12	21.1				
5—7			2		1		1		1								
3—5			1		1		1		1								
0—3							1										
0	4		1		3		3		1					1	17	29.8	
		0	3	5	7	10	15	20	30	40	50	60	70	80	90	計	
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
		3	5	7	10	15	20	30	40	50	60	70	80	90	100		
		借受地面積 (1908年)															

注 所有面積は「土地台帳」、借受地面積は表4に同じ。

人・小商い・日雇・各種賃労働に従事している。

以上、小作人の存在形態の分析により、① 借受地規模が零細であること、② 無所有の純小作人は少なく、大部分が小自作・自小作層を形成していること、③ 1—2町歩所有の一部小作人は、紺屋・養蚕・製糸マニユファクチュアを経営していること。④ 大部分の小作人の所有・借受面積はともに零細で、その合計5反未満層は70%に達し、彼らは、養蚕業、織屋などの小商品生産者となり或いは諸職人・賃労働などに従事していることなどの事態を把握しうるのである。

かくしてこの時期、資本主義的蓄積過程の進展するなかで、農村に滞留する高率小作料下の零細小作人層の広範な存在が、家計補充的賃労働析出の基盤ともなり、「高率小作料と低賃金」という地主制と資本主義との相互規定的関係の成立をみるのである。

- (1) 農商務事務官小平権一『岐阜県下ニ於ケル小作紛争ニ関スル調査復命書』(1921年、農政調査会蔵)。
- (2) 茜部村武内家は、1924年の「五十町歩以上ノ大地主」調査によれば、所有耕地反別、田89.8町、畑19町、計108.8町歩、自作反別2町歩、小作658戸をもつ県下第5位の大地主である(中央公論社『日本農業発達史』第7巻、1955年、755頁)。
- (3) 『役場公用日誌』(佐波村外2ヵ村連合役場)、1889年7月19日の条。
- (4) 『柳津町史』佐波編、1972年、238—39頁。
- (5) 「近畿型」に属する岡山県児島郡の600町歩地主野崎家を分析した有元正雄氏は、「明治20年代後半には、『世話人』制は、巨大地主の確立興隆期に照応する管理機構として整備される」としている(「巨大地主の諸劃期と〈再生産軌道〉」、『土地制度史学』48号、1970年、45頁)。
- (6) 「諸勘定記載簿」、「金銀出入留帳」等による。なお山田円一郎氏よりの聞き取りによれば、当時青木勝次郎家は、製糸器械10台を所有し、女工十数人を雇傭していたとのことである。

Ⅲ 小作米の販売

地主の徴収する小作料は、現物地代の形態をとっているので、土地所有の経

表6 米販売の推移

産米年度	販売俵数 (俵)	販売代価 (円)	単価 (1俵 当り) (円)	石当り 換算 (a) (円)	桑名 米相場 (b) (円)	(a)/(b) (%)
1887 (明20)	603	1,056.20	1.75	4.17	4.82	86.5
88 (21)	384	699.05	1.82	4.33	5.84	74.1
89 (22)	83	267.40	3.22	7.67	7.69	99.7
90 (23)	592	1,543.13	2.61	6.21	6.83	90.9
91 (24)	352	1,029.58	2.92	6.95	7.16	97.1
92 (25)	361	973.26	2.70	6.43	7.22	89.1
93 (26)	165	500.17	3.03	7.21	8.50	84.8
94 (27)	593	1,910.60	3.22	7.67	8.87	86.5
95 (28)	19	71.93	3.79	9.02	9.59	94.1
97 (30)	538	2,730.53	5.08	12.10	14.15	85.5
98 (31)	590	2,152.30	3.65	8.69	9.65	90.1
99 (32)	539	2,371.53	4.40	10.48	11.04	94.9
1900 (33)	572	2,440.50	4.27	10.17	11.48	88.6
01 (34)	606	2,773.15	4.58	10.90	12.42	87.8
02 (35)	502	2,860.53	5.70	13.57	13.86	97.9
03 (36)	243	1,227.25	5.05	12.02	12.76	94.2
04 (37)	624	2,733.80	4.38	10.43	11.85	88.0
05 (38)	347	1,912.82	5.51	13.12	14.24	92.1
06 (39)	624	3,868.00	6.20	14.76	16.24	90.9

注(1) 史料は表1に同じ。

(2) 桑名米相場は、仲沢弁次郎『日本米価変動史』(柏書房、1965年)による。ただし、1895年および1898年5—7月は「調査未済」となっているため、「明治元年以来の米価高低表」(『穀物検査事業概況』付表、岐阜県穀物検査所、1928年)の岐阜県米価8円87銭・14円15銭を代用している。

(3) 1896(明治29)産米年度の販売は皆無であり、表示されていない。

済の実現のため、地主は、さらにこの現物小作料＝地代の貨幣転化をはからねばならない。したがって、地主にとっては、貸付地経営＝小作料収取のあり方と並んで商品交換法則の支配する米穀市場において、いかに有利に小作米を販売するかが重要な課題となってくる。ここでは、地主制の確立・発展期に焦点をあてて、青木家の小作米販売過程につき若干の考察を試みることにしたい。

米販売の動向と米価

まずはじめに、小作米販売の推移を数量的に検討しておこう。表6は、1887—1906産米年度の販売俵数、代価、単価、桑名市場における平均米相場との対比をみたものである。1897年度を画期として、前・後期に区分することが可能であろう。前期についてみると、87年度、販売数603俵（代価1056円20銭）を数えながら、その後の変動は大きく、水害を受けた95年度は、「出水=付村方救助米=立替」えた4俵（18円）を加えて僅か19俵（71円93銭）を販売したに過ぎない。翌96年度は前述のごとく、大風水害のため販売皆無となっている。輪中地域特有の諸条件に制約されて年度間の格差が顕著であり、生産の不安定・低位性を色濃く反映している。後期に入ると、97年度538俵（2730円53銭）、1906年度には624俵（3868円）に達している。青木家土地集積のピークが明治末期であることを考慮すれば、ほぼこの数値が同家掟米の最大規模を示すものとみてよいであろう。この間、200—300俵台の2カ年度（1903・05）を除き、500—600俵（2000—3000円）台を占めており、相対的にみて、より安定した米販売の推移を把握しうるのである。

ところで、当地域産米の多くは、笠松・墨俣を拠点として、木曾・長良両川の舟運により桑名に移送されているので、地主庭先相場は桑名市場における米相場に規定されることとなる。青木家が市場価格にたいしていかに対応したかについての具体的検討は後述するとして、ここで庭先相場を桑名米平均相場と比較しておこう。⁽¹⁾両者間には2カ月のずれがあることを考慮しなければならない。全期間の平均は91.6%であるが、年による変動はかなり大きく、両者の開きが最大となっているのは、88年度の74.1%であり、最も近接しているのは、翌89年度の99.7%となっている。

つぎに季節的変化に対応する地主の米販売動向についてみておこう。地主制下の高率小作料や公租公課の重圧をうける小作農や一般農民が、出来秋に窮迫販売を強制されるのは異なって、地主は、高米価期に集中的に販売することにより投機的利潤獲得の可能性をもっているのである。一般に、米価は需給関

表7 時期別米販売状況

産米年度	第Ⅰ期 (%)	第Ⅰ期 (%)	第Ⅱ期 (%)	第Ⅲ期 (%)	計 (俵)
1887 (明20)		12.8	83.6	3.6	603
88 (21)		52.4	44.0	3.6	384
89 (22)		39.8	50.6	9.6	83
90 (23)		62.8	33.5	3.7	592
91 (24)		25.8	68.8	5.4	352
92 (25)		42.4	57.3	0.3	361
93 (26)		60.0	31.5	8.5	165
94 (27)	17.0	74.4	5.1	3.5	593
95 (28)		78.9		21.1	19
97 (30)	46.5	37.5	13.6	2.4	538
98 (31)		31.3	65.8	2.9	590
99 (32)		15.4	81.3	3.3	539
1900 (33)		8.9	82.7	8.4	572
01 (34)		11.4	80.9	7.7	606
02 (35)	10.0	30.9	19.7	39.4	502
03 (36)		41.2	48.1	10.7	243
04 (37)		17.6	75.0	7.4	624
05 (38)		47.6	47.8	4.6	347
06 (39)		49.8	45.1	5.1	624

注 史料は表1に同じ。

係により、収穫期より端境期に上昇するとされるが、自然的・社会的諸条件や景気変動など多様な要因に影響されるので、必ずしもこの一般的法則に沿って変動するとは限らない。したがって地主は、変動する米価に対応して、最大限の貨幣価値実現を意図するが、それは容易なことではなく、あくまで投機的利潤獲得の可能性をもつということである。

表7は、第Ⅰ期(10—11月)収穫前に契約する「早売り」期、第Ⅰ期(12—2月)収穫=収納期、第Ⅱ期(3—6月)梅雨期までに販売する時期、第Ⅲ期(7—11月)端境期と区分して、契約月により集計しその比率を示したものである。⁽²⁾旧稿でみた幕末維新期における時期区分を若干変更したのは、①古・新米の

区別が可能であること、②「早売り」形態が出現していること、③ 村内検見(3) (「坪切様」) 実施期のおくれが、収穫=収納期、したがって販売契約期をおくらせる傾向にあったことなどの事態を考慮し、当時の産米販売方式の実態に即応させたためである。(4)

さてこの表により、販売比の最高の年度をみれば、19年間で第Ⅱ期11カ年度、第Ⅰ期6カ年度、第Ⅰ'期・第Ⅲ期各1カ年度となっており、「平均売り」は行われていない。第Ⅱ期には、80%以上を集中的に販売している4カ年度を含んでおり、全期間を通じて、この期の販売が圧倒的に高い比重を占めている。ついで第Ⅰ期の比重が高く、1897年度までは、「早売り」の第Ⅰ'期を含め第Ⅱ期売りを凌駕している。第Ⅱ期までに、2カ年度を除き、各年度ほぼ90%以上を販売しているのである。第Ⅲ期の端境期売りは、40%弱を販売した1902年度を唯一の例外として、甚だしく低率にとどまっている。

以上のごとく、青木家の時期別米販売傾向の特徴は、全期間を通じて、中頃には「早売り」を含めて第Ⅰ期売りに傾斜を示しているが、第Ⅱ期集中型——もっとも、1903・05・06年度は第Ⅰ・Ⅱ期分散型とみなされる——を基本としており、米の大部分を梅雨期までに処分し、端境期まで持ち越しての販売はきわめて少ないということである。当地方における端境期売りの少ない最大の要因は、輪中地域産米の特性——「乾燥不充分的な、含水量多く、保存がきかず、また春減りも多く、食味も落ちるといった米」——が、「米価の端境期現象によって生ずる利益を減殺することによる」(5)ものと考えられる。(6)

ここで、以上にみた期別販売傾向と米価との間にいかなる関係が存在するか、すなわち、青木家の米販売が、米価変動にどのように対応し、どれほどの投機的利潤を獲得しているかをみておこう。表8は、各年度の月別販売比と米価(1俵当り)とを集計したものであり、表中ゴシック体の数字は、販売比・米価とも各年度第3位までを示している。この表からは、前述販売傾向の特徴を確認できる程度で、きわめて多様な売り方をしており、販売比と米価との関係に、とくに法則的なものは認められない。(7)

表 8 月 別 米 販

契約月	産米年度	1887 (明20)		88 (21)		89 (22)		90 (23)	
		販売比 (%)	米 価 (円)	販売比 (%)	米 価 (円)	販売比 (%)	米 価 (円)	販売比 (%)	米 価 (円)
第 I' 期	10 11								
第 I 期	12	1.2	1.87					2.0	2.40
	1	4.2	1.90	47.1	1.85	39.8	3.01	23.6	2.51
	2	7.5	1.84	5.2	1.84			37.2	2.63
第 II 期	3	33.2	1.78	16.2	1.77	12.0	3.50		
	4	41.1	1.70	18.2	1.74	25.3	3.42	23.6	2.66
	5	4.1	1.75	9.4	1.81	1.2	3.40	9.8	2.67
	6	5.1	1.70	0.3	1.90	12.1	3.60		
第 III 期	7								
	8	2.8	1.75					0.2	2.75
	9			3.1	1.95	6.0	2.88		
	10 11	0.8	1.90	0.5	3.00	3.6	2.57	3.6	2.61
計		100		100		100		100	
実 俵 数		603		384		83		592	
契約月	産米年度	97 (30)		98 (31)		99 (32)		1900 (33)	
		販売比 (%)	米 価 (円)	販売比 (%)	米 価 (円)	販売比 (%)	米 価 (円)	販売比 (%)	米 価 (円)
第 I' 期	10 11	18.6 27.9	4.50 4.95						
第 I 期	12	0.6	5.10	3.4	3.50			3.5	4.50
	1	20.8	5.08	15.1	3.58	9.3	4.95		
	2	16.2	5.27	12.9	3.72	6.1	4.77	5.4	4.49
第 II 期	3	4.6	5.94	8.5	3.75	76.3	4.37	12.2	4.32
	4			22.0	3.70	0.2	4.00	8.7	4.10
	5	2.8	6.00	18.3	3.67	0.4	4.05	44.1	4.16
	6	6.1	6.07	16.9	3.60	4.4		17.7	4.17
第 III 期	7	0.2	6.40	0.2	3.47			3.3	4.49
	8			2.7	3.30			2.1	5.18
	9							1.8	5.20
	10 11	2.2	4.26			2.2 1.1	3.90 4.10	1.2	5.10
計		100		100		100		100	
実 俵 数		538		590		539		572	

注 史料は表1に同じ。

地主経営の構造 (1887—1907) (丹羽)

売 比 と 米 価

91 (24)		92 (25)		93 (26)		94 (27)		95 (28)			
販売比 (%)	米 価 (円)	販売比 (%)	米 価 (円)	販売比 (%)	米 価 (円)	販売比 (%)	米 価 (円)	販売比 (%)	米 価 (円)		
						16.9 0.2	3.20 3.50				
0.3 8.5 17.0	2.80 2.90 2.93	0.6 24.9 16.9	2.85 2.73 2.79	3.6 26.1 30.3	2.90 2.80 2.87	1.7 62.7 9.9	3.00 3.18 3.31	15.8 63.2	3.75 3.56		
20.2 25.3 21.9 1.4	2.94 2.91 2.95 2.96	24.9 27.2 4.4 0.8	2.66 2.65 2.61 2.61	23.6 4.9 2.4 0.6	3.13 3.14 3.35 3.40	2.9 1.7 0.5	3.40 3.43 3.27				
1.7 3.7	3.00 2.93	0.3	2.98	4.9 3.0 0.6	3.87 3.62 3.62	0.5 0.7 1.3 1.0	3.31 3.75 3.79 3.75	21.0	4.50		
100		100		100		100		100			
352		361		165		593		19			
01 (34)		02 (35)		03 (36)		04 (37)		05 (38)		06 (39)	
販売比 (%)	米 価 (円)	販売比 (%)	米 価 (円)	販売比 (%)	米 価 (円)	販売比 (%)	米 価 (円)	販売比 (%)	米 価 (円)	販売比 (%)	米 価 (円)
		10.0	5.00								
7.3 4.1	5.01 5.00	10.8 20.1	5.61 6.00	4.1 16.5 20.6	5.15 5.25 5.41	6.4 11.2	4.32 4.78	14.4 13.8 19.3	5.55 5.53 5.44	6.4 39.4 4.0	6.10 6.12 6.22
8.2 34.7 30.5 7.4	4.36 4.20 4.64 4.99	8.2 0.2 11.3	6.06 6.00 6.10	2.5 4.91 23.0 0.4	5.00 5.07 3.00	41.7 19.2 13.0 1.1	3.90 4.66 4.79 4.79	27.1 17.6 3.2	5.58 5.34 5.59	24.0 20.8 0.2	6.21 6.18 6.30
3.5 3.3 1.0	5.22 5.34 5.00	6.6 10.3 18.5 3.0 1.0	6.09 6.16 6.00 5.26 4.60	0.4 10.3	3.90 4.38	0.3 3.5 3.4 0.2	4.70 5.07 5.00 5.03	2.9 1.7	5.81 5.92	2.4 0.2 2.6	7.20 6.80 6.75
100		100		100		100		100		100	
606		502		243		624		347		624	

表9 高米価と多売比との関係

		1887 (明20)	88 (21)	89 (22)	90 (23)	91 (24)	92 (25)	93 (26)	94 (27)	95 (28)	97 (30)
第Ⅰ期	高米価の月数										
	多売比の月数								1		2
第Ⅰ期	高米価の月数	2					2			2	
	多売比の月数	1	1	1	2		1	2	2	2	1
第Ⅱ期	高米価の月数		1	3	2	2					2
	多売比の月数	2	2	2	1	3	2	1			
第Ⅲ期	高米価の月数	1	2		1	1	1	3	3	1	1
	多売比の月数									1	
		98 (31)	99 (32)	1900 (33)	01 (34)	02 (35)	03 (36)	04 (37)	05 (38)	06 (39)	計
第Ⅰ期	高米価の月数										
	多売比の月数										3
第Ⅰ期	高米価の月数	1	2		1		3				13
	多売比の月数		2			1	1		1	1	19
第Ⅱ期	高米価の月数	2	1			1			1		15
	多売比の月数	3	1	3	3	1	2	3	2	2	33
第Ⅲ期	高米価の月数			3	2	2		3	2	3	29
	多売比の月数					1					2

各年度第3位までの高米価・多売比の月数を期別に集計したのが表9である。高米価・多売比の月が完全に一致しているのは、水害のため僅か19俵を販売したに過ぎない95年度を除けば、99年度のみであり、2ヵ月が一致するのは、1889・91・98・1902の4ヵ年度である。以上にあげた年度は、一般的にいて投機的利潤を獲得した年度といえよう。これにたいし、高米価・多売比の月が全く乖離しているのは、1893・94・97・1900・01・04・06の7ヵ年度におよんでいる。

以下、特色を示すとみなされる若干の年度についてさらにくわしく検討してみよう。88年度は、前述のごとく、庭先相場と桑名相場との対比において74.1

%と全期間を通じて両者の開きが最大となった年度である(表6)。1月に1俵当り1円85銭で181俵(同年度販売総量の47.1%)を販売しているが、米価の低落傾向が継続するとみて4月までにさらに152俵(39.6%)を売っている。ところが、その後米価は上昇し、11月には3円に急騰している。桑名相場で見ると、この年1—8月に石当り4—5円台であったのが、9月には一挙に7円37銭に急騰しているのであり、売り急ぎによる失敗とみられる。翌89年度は、全く逆で、庭先・桑名両相場が99.7%と最も近接した年度である。米価が3円2銭—3円60銭と上昇する1—6月、当年度産米のほとんどにあたる75俵(90.4%)を売却しており、その後米価は2円台に低落している。桑名相場の動向は、1月7円台、2—6月8円台、7月以降7—6円台となっており、この年度産米の売却により投機的利潤を獲得したことは明らかである。

風水害のため、95年度に19俵、96年度販売皆無のあとを受けて、97年度には米価上昇傾向のなかで10月、4円50銭で100俵(18.6%)、11月、4円95銭で150俵(27.9%)という大量の「早売り」を実施した年度であり、さらに1月には、5円8銭で112俵(20.8%)を販売している。ところが米価はその後も上昇、7月には6円40銭に達し、その後急落するという動きを示している。この年度の産米の売り方は、同じく「早売り」を行った94年度とともに「売り急ぎ」により不成功に終わった年度といえよう。

99年度は、前述のごとく第3位までの多売比と高米価とが完全に一致した年度である。米価が漸騰し、ほぼピークに達した1—3月に、494俵(91.7%)を4円37銭—4円95銭で売却し、その後3円台に低落している。その間の桑名相場をみると、前年8月に8円65銭、当年1月には12円26銭に達し、その後低落して6月には10円12銭となっており、投機的利潤獲得に成功しているのである。

最後に、1902年度についてみておこう。本年度は、前々および前年度に第Ⅱ期集中売りをして失敗したあとを受け、10%の「早売り」とともに40%弱の「端境期売り」を行った特殊な年度である。庭先相場は10月5円ではじまり

第Ⅱ期を中心として6円台と硬調に推移し、8月に6円16銭となり、その後とくに10月に降低落している。2月に6円で101俵(20.1%)を売り、端境期に入り、米価低落前に178俵(35.4%)を6円—6円16銭で売却している。桑名相場は、庭先相場とほぼ同様の動きを示し、10月13円60銭、5月15円20銭、11月11円61銭と推移している。両者の開きは、97.9%と全期間を通じて第2位の近接ぶりを示しており、唯一の「端境期売り」に成功した年度といえるのである。

以上の検討により、青木家が、絶えず米相場に強い関心を払い、米穀市場における米価の変動に対応して、きわめて多様な米販売を試みたことを知ることができる。かかる事情をさらに具体的にみるために、『青木日記』より、若干の事例を引用しておこう。⁽⁸⁾

米価竟＝騰貴ス今日＝而ハ壹俵先三円余也(1890年2月2日)。

今朝仙吉参リ米貳拾俵貳円五拾五銭＝而売其跡へ日置江ゆ紋四郎参リ貳円五十九銭＝而五拾俵売、又此晩＝孫七参リ貳円六十銭迄買ト申候得共売リ不申(91年2月5日)。今日ハ米買参リ出シ候、諸方高直＝付正米モ貳円八十銭迄買(同3月10日)。孫七徳次郎又三郎ホヲ呼＝遣候而米相場ヲ探底致候様頼置候、笠松ヨリ米買三人斗参リ貳円八拾五銭迄買候得共、誠＝天気工合悪敷候間、明日売ルト申今日ハ米壹俵も売不申(同3月17日)。

米モ非常＝騰貴致候間細民ハ実＝心痛致候、今日＝而ハ米壹俵代三円四拾銭ヨリ五拾銭迄買候様子(95年7月28日。以上、()内および傍点筆者)。

これらの事例より、絶えず米相場に強い関心を払い、時には同日の朝と晩とでは異なるという、米価の激しい変動に、するどく対応している地主の姿をみることができるのである。ところで、米価は地主の意図を超えたところで形成されるので、地主は変動する米価に対応し高米価期に集中的に販売することにより投機的利潤獲得に成功する場合もあるが、それは必ずしも容易なことではなく、むしろ思惑外れに終る場合が多い。ただし、「地主が平均的利益(市場米価の最低値で販売した利益)獲得に終わったとしても、高率小作料の性格、つまり小作人の必要労働部分にまで喰い込む価値の取得であることを考慮すれば、

地主の損失にはならない⁽⁹⁾」のである。

米販売形態と米商人

以上、青木家の米販売の動向と米価について考察してきた。ここでは、地主の米販売の実態と米商人との関係について検討することとしたい。

具体的な米販売の実態については、すでにみた幕末維新期の場合と基本的に大差はない。小作米は、毎年ほぼ12月末から翌年2月初旬ごろにかけて二つの蔵に収納される。販売方法には、保管貯蔵米の販売である「蔵出し」と、小作人が直接指定の川岸まで運んで受渡される「川岸渡し」とがあり、両者が同時に行われる場合もある。なお、米商人側の要請により、他の地主・農民の米を同時に「付売」することがある。その際の運賃（水路—瀬取賃、陸路—駄賃）は、地主・米商人の何れかが負担しているが、青木家の場合、前者が多い。前述のごとく、居村佐波村では、特定の小作人が支配人となり、また他村貸付地にも、それぞれ支配人が配置され、絶えず青木家と連絡をとりながら小作料の收取および販売にあたっている。この支配人制度の確立により、青木家の小作米販売は、より円滑、適確に行われるにいたったものと思われる。

つぎに販売契約の方法や販売形態についてみておこう。販売契約は、青木家が支配人（時には奉公人）を笠松などの米問屋へ派遣したり、または出入の米仲買商を介して絶えず米価の動向をさぐり、仲買人独自の、或いは問屋の手代や仲買人の「口入」により、米相場の「引合」せが行われて成立する。『青木日記』によれば、米相場の立て方が、10円当り何俵から1俵当り何円何銭へ転換したのは1884年産米からのことである。一般的には、契約の成立と同時に、「手付金」を受取り、後日米の受渡しと手付金を差引いた代金全額の支払いとが行われる。契約日から米の受渡し、代金の支払い——販売契約の完了——までの日数は、比較的短く、即日のものから、通例数日、最長のものでも20日間ほどとなっている。なお、販売の際の「切米引」の事例としては、1887年度—2回、90年度—3回あるのみで、1俵当り2—5合程度である。ただし、特

例として1903年6月25日の高桑米4俵売代24円40銭のうち、1円50銭が「鼠喰＝由り勘弁」されており、この場合は1俵当り2升5合8夕ほどとなっている。切米引分は、すべて販売代金から控除して地主へ支払われている。

以上は一般的な売渡し形態のものであるが、特殊な形態として若干の「早売り」と「貸米」とがみられる。前者については、すでに述べたので、ここでは貸米についてみておこう。この販売形態は、全期間を通じて3件に過ぎないが、そのうち1893年の一例をあげれば、つぎのごとくである。

二月廿一日

一米八石八斗七升七合 御茶屋新田酒屋
種田金蔵へ貸

此俵貳拾貳俵ト壹ト九厘

壹俵代貳円八拾三銭宛

代金六拾貳円七拾九銭八厘

右ハ来ル三月三十日限リニ右代金受取旨也

四月三十日迄延ス

八月三十日

一金六拾貳円七拾九銭八厘 御茶屋平兵衛酒屋
種田金蔵江
かし

四月ヨリ八月迄五ヶ月一円ニ付壹銭リ

リ三円拾四銭

メ六拾五円九拾三銭八厘

元り返金入

右ハ本人持参返金受取候也

(「諸勘定記載簿」, ()内筆者)

これは、酒屋を取引対象とした唯一の事例である。すなわち、同年2月21日、茶屋新田村の酒屋種田金蔵にたいし、米8石8斗7升7合、俵にして22.19俵を1俵当り2円83銭の割で貸米している。代金62円79銭8厘は3月30日限り支払う約定である。ところが、代金支払いは延滞し、結局、8月30日となっている。したがって代金は貸金として処理され、月1分の割で5ヵ月分の利子を

加え元利計65円93銭8厘が返金されている。

貸米の他の2件は、明らかに米商人との取引であるが、この事例と同様に、貸米発生時に時の相場で販売価格をとりきめており、米商人側の資金調達上の要請により出現する形態とみなされる。したがって、坂井好郎氏が安八郡檜保村T家の販売形態としてあげられている「貸米取引」——あらかじめ現俵を米商に引き渡し、後日、地主側の欲するときに仕切をして、その時点の相場によって代金の支払を受ける——形態⁽¹⁰⁾とは全く異なっている。諸史料によれば、青木家の場合、前記「貸米取引」を含め「仕切売り」形態がみられるのは、1867・70・79年度各2回、80年度1回、81年度4回のみであり、ここで対象として⁽¹¹⁾いる全期間を通じて1件も存在していないのである。

つぎに小作米の買受人の側についてみておこう。表10は、1887—1906産米年度において、青木家から1カ年度に10俵以上購入した米買受人を示したものである。10俵未満小口取引のうちにも、若干の米商人が存在するが、大部分は飯米を購入する、主として居村の一般農民（親戚、小作人、奉公人、出入職人など）であることから、表示した米買受人は青木家と取引した米商人のほとんどを網羅しているとみなしてよい。問屋と仲買商との区分は必ずしも明確ではないが、○印を付したのが問屋であり、その他は前述の酒屋種田金蔵を除いて、仲買商とみなされる。問屋が仲買商の「口入＝世話」により青木家と取引した事例は問屋名で統一し、集計されている。なお1件当りの米販売取引規模を集計してみると、最大は、1900年3月3日、茶屋新田村田中嘉太郎が買受けた200俵（150俵＝単価4円42銭、50俵＝同4円50銭、計代価888円）であり、1件当り平均俵数は、年度によりかなりの格差がみられるが、およそ20—30俵となっている。

青木家小作米販売の市場圏を、この表によってみておけば、笠松（羽栗郡）・墨俣（安八郡）・加納（厚見郡）など町方の米問屋＝卸兼小売商が軸となり、居村佐波村をはじめ、茶屋新田・鶉・高桑・日置江・次木（以上厚見郡）・柳津・市場（以上羽栗郡）など近隣村の米仲買商人が買受けている。米は、一部近郷の農民にも販売されているが、その主要商品流通ルートは、仲買商人を介して笠

表10 米 買 受 人

(単位：俵)

産米年度 買受人		1887	88	89	90	91	92	93	94	95	97	98	99	1900	01	02	03	04	05	06
		(明20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)
堀江 初次郎	鶉 村	141	36	10	75		30		159		150	150	20	160	55	224	56	70	80	60
○綿屋 徳次郎	笠 松 町	123																		
○塩屋 清 介	〃	100			100															
川田 徳 衛	佐波村(上)	25																		
河村 孫 七	〃 (中)	17	36	48	83		65	63	100		52	50				5	150	285	20	
河村 仙 吉	〃 (中)	50	155		20	266	87				22	173	31							
○田 口 屋	墨 俣 町	143																		
	長兵衛		26																	
	茶屋新田村																			
水野名之右衛門	柳 津 村		50	10		30	40	20												
○魚屋 国太郎	笠 松 町		70																	
田 中 嘉太郎	茶屋新田村		10	13		19			160		243	39	403	41	20	65		40	32	40
○丹 下 嘉 七	笠 松 町				170															
	庄太郎				20															
	茶屋新田村																			
	紋四郎				70															
	日置江村																			
日比野 清四郎	次 木 村				50															
青 木 貞四郎	佐波村(下)					24	15	12	6											
種 田 金 藏	茶屋新田村						22													
○大 橋 桂 助	加 納 町						102													
高 野 辰三郎								12												

竹市	周次郎	柳津村						10						17		26	15	10			6	40
	庄助	間村						10														
花井	八作	佐波村(中)						28	164	15												
山田	勝太郎										30											
名和	玉三郎	笠松町									37											
安田	八十郎												40									
加藤	要次郎	佐波村(下)											40									
○墨合	藤資	米穀社											80									
青木	勘六	墨俣町											15	70		30				50		330
加藤	捨吉	高桑村												50	21	399	29			165	114	75
岩田	仙藏													10								
○浜	田屋	墨俣町													50							
平井	喜三郎	日置江村													30							75
岩田	鉄次郎														199	55	70					
	捨二郎															50	50					
岩田	常三郎	市場村																20			90	
その他	(10俵未満)		4	1	2	4	13	—	10	4	4	4	3	8	1	1	14	7	14	5	4	
			(3)	(1)	(1)	(2)	(4)		(5)	(1)	(1)	(2)	(1)	(4)	(1)	(1)	(5)	(5)	(6)	(4)	(2)	
計			603	384	83	592	352	361	165	593	19	538	590	539	572	606	502	243	624	347	624	

注(1) 史料は表1に同じ。
 (2) 買受人名の○印は間屋とみなされるもの。

松・墨俣などの米問屋に集荷され、木曾・長良川の舟運により桑名市場に移送されている。

ところでこの表により把握される事態の第一は、幕末維新时期において、笠松を中核として、竹鼻（中島郡）・岐阜加納の米問屋から、さらに穂積（本巢郡）・大垣（安八郡）の米穀商にまでおよんでいた青木家の米販売圏は、むしろ集約縮小されているということである。それは資本主義発展にともなう米穀市場の地域ごとの再編整備が進行したことを示しているといえよう。第二は、米商人の激しい変動がみられるということである。第三は、笠松などの米問屋との直接取引——とはいっても、それは問屋の手代や仲買人の「口入」による——は減少して、近郷仲買商人が独自の採算で購入し、問屋へ売りこむ形態が増加し、しかも数人の仲買商に固定化されているということである。第二・三に指摘した事態は、ともに米穀流通過程における集荷機構の変化を反映しているものとみなされる。

地主と米商人との販売契約の在り方において、投機的利潤をめぐって両者は競合関係にあったといえよう。時期的に若干さかのぼるが、この間の事情を『青木日記』により、みておこう。

笠松綿喜（米仲買商綿屋喜助）参り、飯米御困之分御払被成候而ハ如何ト申事、尤米ハ必ス安直と存候間只今御払之方宜敷と申候間、三拾貳俵百圓之積ニテ売渡度旨申聞候得共、三俵貳ト五厘ならでハ申請がたくト申候間、其意ニ任セ手付金貳拾圓請取定約致遣候（1881年9月8日の条。（）内および傍点筆者）。

すなわち笠松米仲買商綿喜が、米相場は必ず低落すると思われるので、現在米を販売した方がよいといったので、青木家は32俵100円（10円当り3俵2分）で売りたいと答えている。ところが、綿喜は同3俵2分5厘でなければ買受けがたいといい、結局その相場で定約している。その後庭先相場はむしろ上昇し、同月28日、さらに綿喜は、20俵を「貳俵八ト」値で購入しており、明らかに米商側が投機的利潤を得ている。しかし、以下のごとくこれとは全く逆の事例もみられる。同年1月25日、同じく綿喜との間に販売契約を成立させ、「米

百俵也式俵五ト五厘=而 売候手付金三拾五円請取」っている。当時はすでに松方デフレ期に入り、米価も低落傾向にあったが、この相場は、低過ぎると判断した青木家は、一旦契約を成立させながら、翌々日の27日にいたり、「綿喜参候間、先日之米式俵五ト直=為直」せているのである。

前述のごとく、この時期は、「貸米取引」を含む「仕切売り」が、かなり多く残存していた。青木家が、投機的利潤獲得をねらって、仕切日設定にかほど腐心したかは、再三にわたって氏神に占いを立てていることからも知ることができる。⁽¹²⁾ それだけに、「仕切売り」の期日・米相場の設定をめぐって複雑に絡みあう地主・米商間に確執が生じ易く、時には告訴にいたるまでの繫争事件をひきおこしている⁽¹³⁾のである。

以上は、1880 (明治10) 年代についてみたのであるが、ここでの対象時期である90 (明治20) 年代以降——地主制の体制的成立および発展期——においては、販売契約の完了は比較的短期間に行われ、前述のごとき「仕切売り」とか、商人側による一方的な契約破棄は1件も存在していないのである。したがって、地主・米商間に投機的利潤の分け前をめぐって競合関係が存在したとしても、米穀市場の近代的再編進展のもと、「流通過程における米穀商人の優位、地主の後退、すなわち地主経済の不利化を結論づけてはならない」⁽¹⁴⁾のであり、むしろ両者は、この段階において、資本主義経済発展に積極的に対応する共生関係にあったとみなされる。

米価をめぐっての資本主義 (低米価) と地主制 (高米価) との構造的矛盾は本来的に存在したとしても、その顕著な現実化は独占資本主義段階に達してからであるとみてよいであろう。

(1) 坂井好郎氏は『日本地主制史研究序説』(御茶の水書房、1978年) 表1—31、189頁において、T家庭先相場を東京正米相場(1月—6月平均)と比較されている。

(2) 拙稿「幕末維新时期における地主経営」(『地域経済』第1集、1977年)。

(3) 「早期売り」の一例(1897年)をあげておこう。

十月十九日 十二月三十一日限受渡管

一蔵米老百俵 ^{御茶屋村} 田中嘉太郎

考儀代四円五十錢替
代金四百五拾円也

内

金百円也 十月十九日手付金=入ル、全ク廿五日迄貸置候也
廿二日=受取入
同三百五拾円 十二月三十日入

〆

右明治三十年十二月三十日米川出し=而受渡済 (「諸勘定記載簿」)

- (4) 『青木日記』によれば、村内検見(「坪切様」)は幕末維新期、9月下旬—10月初旬、明治20—30年代では11月下旬に実施されている。したがって小作米の収穫=収納期→販売期が若干おくれる傾向にあったのである。
- (5) 『岐阜県史』近代中、539頁。
- (6) 坂井好郎、前掲書、194頁。
- (7) 有元正雄氏は、前掲論文「巨大地主の諸劃期と〈再生産軌道〉」において、岡山県児島郡の巨大地主野崎家の「確立興隆期の米穀販売」について分析し、「『端境売り型』は米価が軟調にある年度であり、『早期売り型』は米価が逆に硬調にある年度である」としているが、果たして一般性をもちうるか疑問である。
- (8) 青木家が米相場に強い関心を払ったことについては、本文に示した事例以外にも、「米価日々騰貴候様子」(1890年3月5日)、「米価非常=騰貴ス」(1894年3月3日)など、『青木日記』の随所にみられる。
- (9) 松元宏「(補論)根津家米穀販売の実態」(永原慶二他『日本地主制の構成と段階』東京大学出版会、1972年、166—67頁)。
- (10) 坂井好郎、前掲書、182—87頁。
- (11) 「当座心覚帳」、『青木日記』などによる。なおこの「貸米取引」形態について、丹羽邦男氏は、池田郡杵井村(現揖斐郡池田町)の地主A家について、その存在を報告され、それは米取引商慣習の未成立の時期において意味をもつのであって、1890(明治23)年以降はみられなくなるとされている(「一在村地主の小作米販売形態」(『商経論叢』第7巻2号、1971年)78—79頁)。青木家の場合、時期的にみて、この見解に同意できる。坂井好郎氏は、安八郡檜俣村T家について、むしろ逆に、1890—1900年の時期においても、この形態の若干例がみられると述べられているが、「量的にも関係米商という点でも、きわめて限定された特殊な取引形態」(前掲書、186—87頁)とされていることから推察されるように、古い米取引商慣習の残存したものとみなされる。
- (12) 「氏神様へ参詣致シ、米仕切方之儀も一寸伺候処、十月下旬比=仕切候方宣神勅也」(『青木日記』1882年8月28日の条)。「八幡社江参詣致シ、米売払時ヲ伺候処、四月

吉日ト申御聞上ル」（同1883年2月1日の条）。

- 13 「仕切売り」をめぐって、青木家・米商間におこった繫争事件について、1882（明治15）年の事例を『青木日記』によってみておこう。同年7月25日、「米藤（中佐波米卸売商川瀬藤七）参リ、三百俵之米先相場（八月迄仕切）之書付仕替候而持参」しているが、8月30日、「米相場以之外安キ事申候間案外致、色々懸合候得共折合不申、安相場ヲ申居、米ニ而相渡スト申候間終ニ不整」となっている。9月9日「米仕切方ヲ引合掛候処相場六ヶ敷候間、十月仕切ニ延シ置候管ニ約定」しているが、306俵（7月18日付、貸米6俵分を含む）の内106俵は、綿喜（笠松米仲買商綿屋喜助）が米藤の肩替りとして、「式俵六トニ仕切……本月二十七日米受渡之管ニ引合」させている。ところで米価は、「十月下旬比ニ仕切候方宜」との氏神の「神勅」（注12）にも拘わらず松方デフレの進行とともに急落し、10月29日には「相場大下リニ而三俵一ト」、翌年1月2日には「諸色下落ニ付、一般ニ不景氣ヲ来シ候様子、米ニ四俵」値となっている。したがって、青木家と米藤間には、仕切り相場をめぐって、決着がつかず、複雑さわまる繫争事件が展開している。この間のくわしい経緯は省略するが、青木家は、村長川瀬小平二に依頼して「米藤一条ニ付、手切ニ致シ候様申遣」わしており（82年11月6日）、米藤は、寺嶋和十郎を代人として岐阜区裁判所へ告訴するにいたっている（83年2月27日）。結局、村長、親戚などの仲介により、「段々懸合六十円ニ而下済」みすることとなり、「無致方承服、書付取替金員ニ相渡シ、事済」みとなっている（3月1日）。
- 14 中村政則「水田地帯における地主経営の構造」（前掲、永原慶二他『日本地主制の構成と段階』）、366頁。

IV 地主資金の運用

これまで地主経営主要三部門のうち、貸付地経営＝小作料収取と小作米販売の実態とについて考察してきた。本項では、その第三として、地主の蓄積資金運用がいかになされたかを検討することとしたい。土地集積過程については、すでに検討を加えたので、ここでは地代＝小作料の資本転化の側面を究明することが主題となる。

まずはじめに、前掲、表2（各年度内における資産・負債の増減＝資産形成表）により、第I項でみた青木家の純収支剰余がいかなる分野に投下され、またそれは、年代的にどのような推移を示しているかを概観しておこう。すでに金銭収

支構成について分析したさいにも指摘したが、この表からも、1897年度を画期として、その前・後期で、資金運用に段階的な変化のあることを確認しうるのである。

前期についてみれば、資産面(a)において、土地集積は停滞しているが、貸金比率——とくに前半——が高く、負債面(b)では、借入・返済の規模がともに大きくなっている。資産形成((a)-(b))では、10カ年度中5カ年度がマイナスとなっているのであり、ここには、貸金——とくに後述、温玉舎(氷製会社)への貸金——のために借入れし、その負債補填のために、マイナスの資産形成年度を現出させているという事態を把握しうるのである。

前期と対比して、後期=産業資本確立期についてみよう。資産面での土地投資は、1904年、約5000円を投じて2町4反歩余を購入し、明治末年にかけて青木家の第二次土地集積期となっている。他方、この期の顕著な特徴は、有価証券投資が開始され、年毎に増大傾向を示しており、また銀行預金の比重を増加させていることである。負債面では、借入金額は少なく、返済年度が多くなっている。この段階における資産形成は、マイナスを示す年度はみられず、資本主義発展に対応して、順調に進展したものとみなされるのである。

以上に概観した青木家資産運用の全体的な動向を考慮しながら、すでにみた土地投資を除き、各分野について、さらに検討してみよう。このうち建物への投資はほぼ各年度におよんでいるが、ここでは主要なもののみをあげるにとどめたい。濃尾大震災後の1892年には、「駐在署(貸家)・表門・表米蔵・井戸屋形・西物置」の各建築費として122円41銭、翌93年には「新規建築本家作事建舞迄ノ作料」として111円2銭が支払われている(「諸勘定記載簿」)。その他99年の「新座敷」建増・駐在署修理費、1902年の笠松銀行佐波支店貸金庫の修築費(「金銭出入留帳」)などがみられる。

貸金についてみよう。表11のA欄には100円以上の高額貸付対象をあげ、B欄には、100円未満のうち、貸付内容の判明する主なものをあげている。

まずA欄からみていこう。1887—89年には1950円(総貸付額3295円の59.2%)

を貸付け、明治20年代の青木家経済に大きな影響をおよぼした温玉舎への貸付について言及しなければならない。温玉舎経営の具体的内容などについては、不明であるが、『青木日記』等の諸史料によれば、東京に本社、名古屋に支店をもつ企業勃興期に出現した泡沫会社（氷製会社）とみなされる。青木家当主久衛妻（こと）の実家（安八郡神戸村）の兄弟である高橋惣右衛門（別称寿山）、同謙造および久衛長男富太郎（後の原三溪）が主軸となって親族経営を行い、同家小作人広江徳太郎などを雇傭し、1883（明治16）年「名古屋ニテ氷製ニ取掛⁽¹⁾」っている。以後青木家は、温玉舎にたいし、かなりの金額を「氷製資本金トシテ貸金」している。一例をあげておこう。

証

一金五十五円也

右者氷製資本金ニ正ニ借用請取申込確実也

右為証依而如件

明治十七年五月十日

借用主 高橋惣右衛門◎

（「金銭一時貸通帳」）

温玉舎創設の83年には、416円を貸付けているが、その後「氷製資本金千五百円拝借致シ度」との申込み（87年1月3日）をはじめ、資本金増額願に応じて、89年にいたる7カ年間の貸付額は、5000円以上に達したものと推定される。ところが、温玉舎の経営状況はきわめてわるく、元金はもとより、貸金利子の支払いさえも遅滞し、85年1月に利子の一部、70円が支払われたに過ぎない。

この貸金は、一部自己資金でまかなっているが、大部分は借入金をあてている。したがって前記青木富太郎は、八方手を尽しているが、「金策……思敷事無之候」（89年11月11日）状態に陥り、遂に「片付方之儀」につき親族会議を開き、「東京へ上セ金ハ高野嶋（久衛三女嫁ぎ先）ニ而取賄」うこととしている（90年7月5—8日）。この間の主な借入先は、佐波村中組地主川瀬笹二郎（別名守

表11 貸 金

	借 り 手	営 業	内 容	1887 (明20)	88 (21)	89 (22)	90 (23)	91 (24)	92 (25)	93 (26)
A	1 温 玉 舎	氷製会社	氷 製 資 金	1,050	250	650				
	2 青 木 勝次郎	製 糸 業	繭買入製糸資金	100	100				150	80
	3 坂井田 鉄次郎	織 屋	機 屋 資 金		300				150	100
	4 青 木 平 七	紺 屋	染 色 資 金		100				30	
	5 小 川 多平治	地 主			150					
	6 川 瀬 笹二郎	"				35				
	7 安 藤 祐 次	教 員								
	8 村 方 役 場		学 校 建 築 費 等							
	9 田 中 治三郎		親 戚 融 資							
	10 後 藤 徳太郎		"							
	11 奥 田 恒右衛門		"							
	小 計			1,150	900	685			330	180
B	12 青 木 啓次郎	綿小売・雑商	養 蚕 資 金		30	26	30	28	15	8
	13 青 木 吉 六	米仲買商	"			7		3		5
	14 則 武 万 治	大 工	"					8	11	
	15 坂井田 作 治		"							
	16 仙右衛門		"							
	17 弥十郎		繭 買 入 資 金					10		
	18 小 川 治太郎	綿卸・小売	"							
	19 川 田 徳 衛	米仲買商	蚕種商法資金			5				
	20 花 井 八 作	"	米 "							
	21 河 村 孫 七	"	"							
	小 計				30	38	30	49	26	13
	そ の 他			239	54	199	173	189	84	202
	計			1,389	984	922	203	238	440	395

注(1) 史料は表1に同じ。

(2) 備考欄○印は青木家小作人を示す。

地主経営の構造 (1887—1907) (丹羽)

内 容														備 考
94 (27)	95 (28)	96 (29)	97 (30)	98 (31)	99 (32)	1900 (33)	01 (34)	02 (35)	03 (36)	04 (37)	05 (38)	06 (39)	07 (40)	
150		200		500		200	400							○
50			50						65					○
							200	200	350	50	150			350
							500							183
									250					1,150
												400		愛知県尾張高野島 岐阜県安八郡 結村 福岡県
200		200	50	500		200	1,100	265	600	50	550		1,683	
12	5	28	15											○
5					10									○表9参照
		3	20	3				2	5					○
														○
										30				○
		20												○表9参照
72	30													○ " "
				5										○ " "
89	58	48	23		10			2	5		30	40	35	20
20	33	116	105	76	128	63	49	26	198	145	40	246	123	
309	91	364	178	576	138	263	1,151	296	798	225	630	281	1,826	

美、村長、2720円)、尾張高野嶋親戚田中治三郎(1045円)、笠松米仲買商綿屋喜助(300円)等であるが、なお不足のため、地所反別10町1反4畝12歩(地価4013円76銭)を抵当として岐阜十六銀行より、金2000円を借用している(89年11月18-20日)。上述借入金の返済は、その後継続されているが、96年にいたり、温玉舎解散処理費として、東京三井銀行為替により2800円(同年8月1日500円、12月29日2300円)が返金されたとき完了したのであり、そのことは、資産形成(表2)にみる貸金の減少が2794円を計上していることと符合している。すなわち、翌90年1月2日最高債権者である川瀬笹二郎へ1660円余が返金され、同人「立合精算之上、端金迄皆済⁽²⁾」となっている。こうして温玉舎への氷製資本金としての貸付により生じた負債整理は、明治20年代末にいたり漸く完済されたのであり、その意味で青木家経済は、同30年代に入り、はじめて真に安定した基盤に立脚するにいたったものとみなされるのである。

再び表11のA欄にもどろう。既述のごとく、この時期台頭してきた蚕糸業や綿業関係の製糸・綿織マニュファクチュアないし紺屋などにたいし、「繭買入製糸資本」・「機屋資本」などの名目による貸付が顕著であることを知るのである。しかし、上記温玉舎への貸金はもとより、製糸・綿織マニュなどへの貸金も1900年代初頭には全く消滅し、かわって学校建築費等の村方役場や、親戚・地主などを対象とする融資が主体となっている。つまりここでは、巨大紡績資本を筆頭とする上からの資本による絹綿二部門の「生産旋回=編成替」の進展にともない、企業勃興期から産業資本確立期にむけて、地主貸金による地代の資本転化形態が転換したことを把握しうるのである。

つぎにB欄にみる貸付対象は、養蚕業関係と米仲買商とであり、その多くは青木家小作人でもある。貸付条件は、「養蚕桑葉(時には蚕種)買入資金=貸シ、繭売払と直=返金ノコト」としており、また「昨年桑葉ノ内へ古借返金入、年貢=差継相済⁽³⁾」ませていることなどからみて、この零細な貸金は、資金増殖をはかるというよりは、主として貸付地経営の補完的機能を果たすものとみなされるのである。

以上、貸金の具体的形態と時期的推移についてみてきたが、既述のごとく、青木家の資金運用全体のなかで、相対的に貸金の比重は低められ、ほぼ97（明治30）年を画期として、産業資本確立期に照応する地方銀行体制の機構的整備にともない、銀行預金が重要性をもってくる。

銀行預金を「地代の資本転化」の側面からみれば、地主の徴収した地代が、預金形態をとって銀行業に投下され、さらに銀行が産業諸部門へ貸付けるコースによる資本転化の形態である。表12は、青木家の預金状況を示したものである。1892年笠松郵便局へ100円預金しているが、翌年引出されている。銀行との預金形態での取引は、美濃商業銀行笠松支店へ、96年8月1日300円、同12月30日500円を預金したことで開始されている。前者は、上述温玉舎解散整理費として返金された500円のうちから預金したものであり、後者は、同じく返金された2300円のうち、債権者への支払い精算後の残金のうちから預金したものである。ここでは、青木家経済に占める温玉舎貸付の位置と、地主資金運用における貸金より銀行預金への構造的転換の意義を認めることができるであろう。

当座預金は、96年950円ではじまり、99年以降1000円台、1902年には2630円、翌03年には4000円余と著しい増加を示している。この間定期預金も、98年美濃商業銀行にはじめて200円の口座を設定しているが、その後高額のものとして、1900年1000円、翌01年1500円、02年2550円、05年2940円、07年1000円があげられる。限られた史料により判明できる年利子率は、当座預金4分5厘余、定期預金5分5厘—8分5厘であり、また預金出入の最も激しかったのは、日露戦争期をはさむ1902—05年である。

取引銀行は7行であるが、このうち恒常的取引のあったのは、美濃商業銀行（1905年破産）と笠松銀行（同佐波支店を含む）とである。前者との取引は1903年で終わっているのに、後者との取引が圧倒的地位を占めている。笠松銀行は1881（明治14）年1月創設（資本金5万円、頭取田中善兵衛⁽⁴⁾）され、同時に組織された美濃織⁽⁵⁾会社とともに、美濃織生産の発展に寄与するところきわめて大であった。

表12 預

	1892	96	97	98		99		1900		01		02		
	(明25)	(29)	(30)	(31)	(31)	(32)	(32)	(33)	(33)	(34)	(34)	(35)	(35)	
	当座	当座	当座	当座	定期	当座	定期	当座	定期	当座	定期	当座	定期	
笠松郵便局	100													
美濃商業銀行 笠松支店		950	270	150	200	650		930	500	1,050			350	
笠松銀行				150		600	200	600		750	500		500	
笠松銀行店 佐波支店													980	2,550
日本勧業銀行				50						100				
鏡島銀行									500					
濃飛農工銀行											1,000			
真利銀行													800	
十加納銀行 支店														
計	100	950	270	350	200	1,250	200	1,530	1,000	1,900	1,500	2,630	2,550	

注(1) 史料は表1に同じ。

(2) *…通知預金100円, **…同じく70円が含まれている。

(6) 旧稿でみたごとく、同行は、濃飛農工銀行とともに、美濃縞地帯における織物金融機関として、関係業者に為替取組、代金取立、手形割引、製品担保、貸付等を行っているのである。

ところで、前述預金額著増の面期となった1902年度は、青木家が笠松銀行との取引を本店から佐波支店へ転換した年度でもあった。すなわち、同行は、明治20年代後半における美濃縞業界の著しい発展に対応して、日清「戦後経営」期には10万円に増資⁽⁷⁾し、事業拡充整備の一環として、1902年10月、青木家「門前の内部より外部に向かって、右側の土間に間四方で畳敷二間の家一軒⁽⁸⁾を借り受けて支店をつくった」のである。以来当支店は、笠松銀行が名古屋

地主経営の構造 (1887—1907) (丹羽)

金

03 (36)		04 (37)		05 (38)		06 (39)		07 (40)		備 考
当座	定期	当座	定期	当座	定期	当座	定期	当座	定期	
100										1905年 破産
3,965 [*]	501,560			3,108	1,940	3,575		1,420 ^{**}	1,000	1881年 設立 1912年 名古屋銀行へ合併
										1902年 青木家邸内に設置
					500					1897年 鏡島倉庫銀行設立 1902年 鏡島銀行と改称 1928年 十六銀行へ買収
	500				500					1910年 大垣共立銀行へ合併
4,065	5501,560	—	3,108	2,940	3,575	—	1,420	1,000		

銀行へ合併した1912年まで存続している。この間青木家は、当支店を「表銀行」と称し、月2円の貸賃を徴収し、正しく“金庫代り”として利用している。かかる事情が、この段階において、定期預金を増加させるとともに、当座預金の出入を激しく行い、土地投資と並行して後述有価証券投資活動を活発化させた要因でもあったと思われる。

表13は、1904年10月、青木家が本巣郡鷺田村において田1町7畝9歩を購入した前後の主要資金動態を示したものである。土地取得に要した総額2419円86銭（手付金200円、地代金2148円13銭、登記料51円73銭、地所世話人支払20円）はもとより、後述の国債・貯蓄債券などの有価証券投資（109円）、公租公課上納（146円

表13 主要資金の動態 (1904年10月2日—11月8日)

月 日	入 金 (円)	出 金 (円)	内 容
10 2	265		表銀行(笠松銀行佐波支店)より引出
3		57.91	役場納, 地租4色・所得税
		200	田地手付金相渡ス
4	15		表銀行より引出
8	20		〃 〃
		20	武雄(青木久衛二男)入費ニ渡ス
11	50		表銀行より引出
13	2,000		〃 定期預金受取
	33		〃 〃 利子受取
	160		〃 当座預金引出
		2,148.13	地代金ニ渡ス
		51	登記料
		25	ろ号貯蓄債券5通代
14	10		表銀行より引出
15		20	地所世話人2人へ遣ス
22	10		表銀行より引出
		5.91	宝江(本巢郡)分市郡費
	4.80		濃飛農工銀行配当割
24		3	喜十郎(日置江村支配人)へ礼ニ遣ス
		7	日置江村分税金3口
25	80		表銀行より引出
		12	喜一郎(日置江村支配人)へ礼
		60	国債第3回払込
	2		表銀行家賃入
26	5		米倉(米仲買商・青木家小作人)より金納入
11 2		10	志げ(奉公人)給料渡ス
4	113		表銀行定期預金受取
	1.83		〃 〃 利子受取
		0.73	北方登記変更入用
5	24.48		表銀行当座預金利子受取
7		24	国債1200円申込証拠金
8		75.44	県税醤油税上納ス

注 「金銭出入留帳」より作成。

26銭）など、すべて借入資金に依存せず、表銀行（笠松銀行佐波支店）よりの定期預金元利受取、当座預金引出により調達している。当年の銀行への預入は1560円、定期預金元利受取を含む引出は5300円にのぼっている。1903年産米243俵が、12月一翌4年9月までに販売された代価は1227円25銭（表6参照）、有価証券配当利子は484円となっている。預金源泉として、小作料収入が主要部分を占め、そのほか配当利子収入もかなりの重要性をもっていることは明らかである。かくてこの段階における地主資金運用は、銀行との取引を媒介として行われており、地主経済と地方銀行との密接不可分な関係をみることができるのである。

なお1912年、笠松銀行佐波支店の廃止にともない、竹ヶ鼻銀行が同所に代理店⁽⁹⁾を設置、青木家は同代理店事務受任者となっている⁽¹⁰⁾。

青木家の資金運用は、以上にみてきた預金→銀行→貸付→資本転化のコースにより農外投資に向けられたのであるが、そのみでなくむしろ主要な形態は有価証券投資であった。

青木家がはじめて株式投資にかかわったのは1881（明治14）年のことと思われる。すなわち、『青木日記』によれば、同年3月16日、「竹ヶ鼻（美濃）縞会⁽¹¹⁾社江資本金五百円差出候筈＝……⁽¹²⁾鍵治江引合」わせている。ところが、同18日「慶二郎（青木家一統の小作人）ヲ竹ヶ鼻鍵治方へ遣、入社一件＝付金百円為持遣候得共、金モ不相渡、最一応談示」することにして帰宅している。史料を欠くので明白ではないが、竹ヶ鼻美濃縞会社への投資は行われなかったものとみなされる。

青木家の株式投資は、1897（明治30）年度に、鏡島倉庫銀行株10株取得のため、125円を支出したのが最初である。『青木日記』によれば、同年3月、青木家は、同行設立の発起人依頼を辞退しているが、9月22日、⁽¹³⁾「鏡島上松（榮造）名代＝上松雄次郎参り、鏡島倉庫会社御聞届＝相成候間、拾株ハ是非共御持被下度と申事＝付、申込案紙并＝印鑑用紙」などを持参したのたいし、同27日、保証金5円を添えて「鏡島倉庫銀行株拾株申込」みを行っている（金額払込み

は翌年1月25日)。さらに11月15日には、濃飛農工銀行株70株(1株5円)取得のため、「申込保証金」70円を抛出している。

既述のごとく、2カ年連続の大風水害のため、1895年産米の販売は僅か19俵(72円)、96年産米にいたっては、「販売皆無」の状態であった(表6参照)。また96年は、温玉舎への氷製資本金貸付により生じた負債を、漸く完済した年でもあった。すでに早く、81年竹ヶ鼻美濃縞会社への投資にかかわりながら、この年にいたるまで株式投資を行わなかったのは、上記の事情によるものと思われる。

かくて青木家が、株式投資を開始した97年は、同家経済が、より安定した基盤に立って発展した一大転換期とみなしてよいであろう。表14にみるごとく、この年以後、連年にわたり、有価証券投資を活発化させ、ことに1902年以降、その規模は、1000—2000円台に達し、この間の売却は1件もなく、投資総額は1万645円に達している。この時期の有価証券投資を、土地投資と対比してみよう(表2参照)。1897—1902年の6カ年中じつに5カ年までが、土地売却が購入を上回っており、土地投資としては、1903・04年に5000円弱の購入資金があげられているに過ぎない。すなわち有価証券投資は、土地投資の2倍を超えているのであり、資産形成の面から青木家経済全体に占めるその比重の大きさを知ることができるのである。中村政則氏は、地代の資本転化を誘発軌道づけた契機として、この段階における租税政策——地租増徴・所得税法改正(1899年)および「非常特別税」創設(1904・05年)による土地所有=重課、有価証券所有=軽課という資本擁護の租税政策・配当所得優遇政策——と「地方銀行体制の機構的確立」とをあげているが、この点に関しては青木家のごとき20—30町歩規模の近畿型中地主にも明らかに該当すると思われる。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

投資内容についてみれば、株式投資としてはもっぱら銀行——とりわけ地元銀行——部門への投資であり、とくに注目すべきことは、1902年以降、⁽¹⁶⁾ 国債投資の著増により、全体の投資額を著しく増大させているということである。日清「戦後経営」期からこの時期にかけて、30町歩規模の近畿型地主の投資活

表14 有価証券投資

(単位：円)

	1897 (明30)	98 (31)	99 (32)	1900 (33)	01 (34)	02 (35)	03 (36)	04 (37)	05 (38)	06 (39)	07 (40)	計
濃飛農工銀行	70	70	70	70	70							350
鏡島(倉庫)銀行	125	125		125	125	125			125		125	875
日本勧業銀行			55	55								110
笠松銀行			160		100	987	235			235	470	2,187
美濃商業銀行								100				100
京釜鉄道							*10					10
日本勧業債					30		110	50				190
大垣貯蓄債								25	25			50
国債								348	773	487	505	2,113
公債						735	555	240		280		1,810
軍事公債							300	1,550				1,850
整理公債								500	500			1,000
計	195	195	285	250	325	1,847	1,210	2,813	1,423	1,002	1,100	10,645

注(1) 史料は表1に同じ。

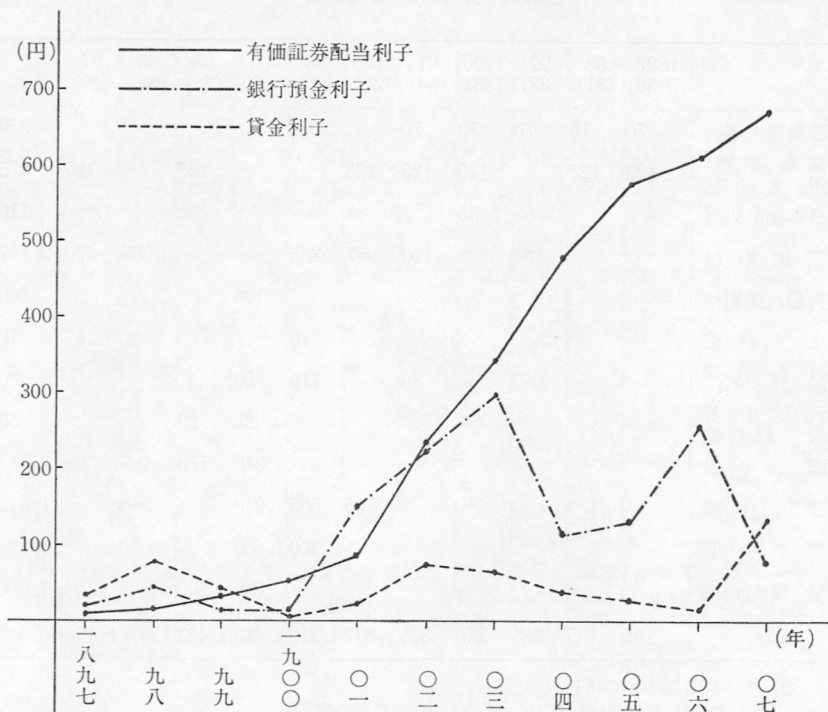
(2) 国債の分類は不明確、原史料記載により集計。

(3) *...申込証拠金返金。

動が、主として地元銀行・国債の2部門に向けられていたことを知ることができる。

史料で判明する限りではあるが、有価証券投資の年配当・利率は特例を除き6分3厘2毛—1割と、前述定期預金利率を上回っている。この点からみれば、有価証券投資の活発化は、投資効率を考慮しての経済的な合理的計算に基づいているものといえるであろう。しかし、たとえば、軍事・整理公債の年利率は、一貫して4分9厘と低利である。したがって、日露戦争期をはさむ1902年以降の国債投資の著増は、低利でも安全性が高いという経済的理由のほか、むしろ国家的要請に地主が積極的に対応するという政治的側面が強か

図2 配当・利子収入の推移



注 史料は表1に同じ。

ったものとみなされるのである。⁽¹⁷⁾

有価証券投資の急増にともない、配当利子収入の増加も顕著である。この点、すでに青木家の金銭収支構成を検討したさいに閑説したが、これまでみてきた貸金利子・銀行預金利子の趨勢とともに示した図2によれば一層明らかとなろう。有価証券配当利子の小作料収入にたいする比率も急速に上昇している。1901年までは5%未満であったが、翌02年7%、03年14%となり、04—07年には、05年の17%を除き20—25%に達しているものであり、この点からも有価証券投資が青木家経営全体に占める意義の重要性を認めることができるであろう。

以上、本項では、地主制の体制的成立・発展期における青木家の資金運用の事態を、土地所有と関連させながら、「地代の資本転化」の視角に立って貸金、銀行預金、有価証券投資の側面から検討してきた。その結果、ほぼ1897年を面期として、その前後で同家の資金運用は段階的変化をとげていることを確認しえたのである。すなわち、前期においてかなりの比重を占めていた貸金活動は後期に入るとその比重を低下させ、かわって銀行預金の出入を激しく行い、地元銀行・国公債への有価証券投資活動を活発に展開している。1890年代初頭、地主経営を体制的に確立させた近畿型30町步地主青木家が、その土地所有＝地主小作関係を基盤として、1900年代の産業資本確立期に照応する資金運用を展開させているのであり、ここには、地主制がこの段階において、日本資本主義の構造的一環に組みこまれて発展をとげつつあったことを把握しうるのである。

- (1) 『青木日記』1883年7月6日の条。なお青木家は、温玉舎への貸金を通して氷製業に参画するとともに、他方安八郡神戸村高橋家（妻の実家）屋敷内の「埋蔵金掘出シ方之儀委託」（84年6月5日）され、「凡老反步掘代三拾円ト見積り」、5人の共同出資で着手の定約を結んでいる（同年6月23日）。金掘出し事業が不成功に終る86年7月までに、この面でもかなりの出資をしているようである。
- (2) 「諸勘定記載簿」（1897年1月2日の条）。
- (3) 「諸勘定記載簿」, 「金銭出入留帳」などによる。
- (4) 『笠松町史』下巻, 1957年, 208—10頁。

(5)

社名	営業	資本金 (円)	1株金額 (円)	期限	允許月日	設置場所	社員数	社長姓名
美濃絹会社	織物	70,000	20	7年	1月2日	羽栗郡笠松町	276	田中善兵衛
〃	〃	110,000	10	5年	2月3日	〃 竹鼻町	230	井上 孫六

(1881年『岐阜県統計書』による。)

- (6) 拙稿「明治期における農民の商品経済の動向」(『岐阜経済大学論集』第13巻第4号, 1979年)。
- (7) 注(4)に同じ。
- (8) 前掲『柳津町史』佐波編, 244頁。
- (9) 竹ヶ鼻銀行は、1896年5月、竹ヶ鼻実業銀行（頭取坂倉又吉）として創設, 98年

竹ヶ鼻銀行と改称、1928年4月、十六銀行へ合併している（『羽島市史』第3巻、1966年、277—78頁）。

(10)

代理店契約書

株式会社竹ヶ鼻銀行ハ青木武雄氏ニ代理店事務ヲ委任スルニ付双方間ニ締結スル契約左ノ如シ以下竹ヶ鼻銀行ヲ委任者ト称シ青木武雄氏ヲ受任者ト称ス

第一条 受任者ハ委任者ノ為メ岐阜県稲葉郡佐波村佐波四千四百六拾四番地自宅ニ於テ委任者ノ定款ニ定ムル営業日及ヒ営業時間内公衆ニ対シ預リ金其払戻貸出ノ一部ノ代理取扱ヲナシ総テ委任者ノ指揮ニ随ヒ書類ノ取次キ現金及証書ヲ保管シ且ツ出納諸帳簿ヲ整備シテ日々事務ノ報告ヲナス事ヲ要ス

（第2条—第12条省略）

右契約ヲ締結セシ證トシテ正本式通ヲ作り双方記名捺印ノ上各壹通ヲ保有スルモノ也

明治四拾五年六月貳日

岐阜県羽島郡竹ヶ鼻町四百拾壹番戸

株式会社竹ヶ鼻銀行頭取

委任者 坂倉又吉@

岐阜県稲葉郡佐波村佐波

四千四百六拾四番地

受任者 青木武雄@

(11) 注(5)に同じ。

(12) 鍵治と竹ヶ鼻美濃織会社との関係について、『青木日記』によれば、つぎのごとく述べられている。「竹ヶ鼻鍵治方ヨリ捨三郎参リ、明五日商法社（美濃織会社）開業式取行候間、夫ニ付県令大書記官勸業課長国井郡長郡吏並ニ西京銀行笠松銀行岐阜新聞社等出席、宿ニ付、何卒道具ヲ少々拜借致度旨頼参候間、軸、香烟、茶碗、酒器、酒呑猪口六、仙香立、向付皿十、大手塩折敷五、茶托五、其外貸遣」わしてゐる（1881年2月4日）。また、同年4月27日—6月8日の青木家東京旅行に同行している。これらの記録から青木家と親交のあった鍵治は、竹ヶ鼻美濃織会社設立の発起人とみなされる。

(13) 1897年3月21日、「〔鏡島〕湊上松泰造参リ、倉庫ヲ湊ニ建、米ヲ保証品ニ取候而金ヲ貸ス銀行ヲ組立度旨ニ付、発起人ニ御成リ被下度ト申事ニ而参候」、同26日、「鏡島上松ノ手紙ニ而銀行ニ儀申来候得共断申遣候」（『青木日記』）。

(14) 中村政則『近代日本地主制史研究』（東京大学出版会、1979年）第1章3節。

(15) 坂井好郎氏が分析している岐阜県安八郡揖斐川以東地域におけるT家（60町歩）はもとより、水谷家（20町歩）の場合にも該当している（前掲書、217—18頁）。

地主経営の構造（1887—1907）（丹羽）

- (16) 手元にある史料によれば、大正中期以降青木家は横浜生命、竹ヶ鼻電鉄、南満洲鉄道などへの株式投資を行っている。この時期の同家の資金運用については、後日検討することとしたい。
- 17) 中村政則，前掲書，110頁参照。